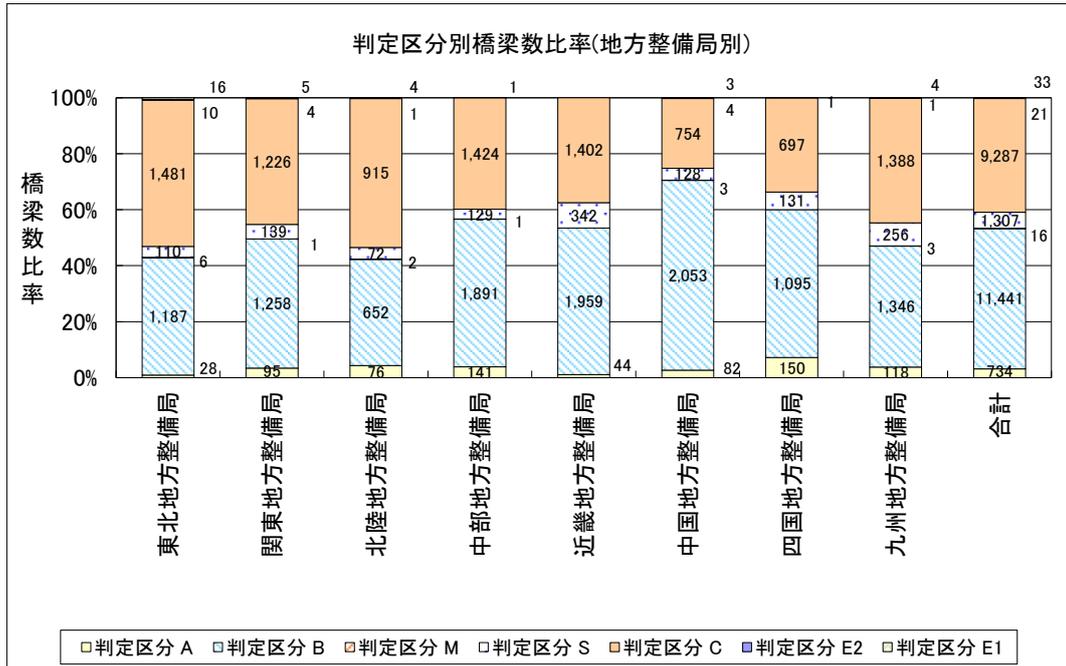


## 2. どのような状態のストックを抱えているか



(1) 橋梁の対策区分の判定区分比率

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地方整備局別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

◆国総研資料第488号、第545号、第645号、第693号からの推移

(橋)

橋梁管理カルテ	判定区分							合計	備考
	A	B	M	S	C	E2	E1		
H19.4現在	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127	第488号
	9.1%	48.8%	0.2%	6.1%	35.2%	0.2%	0.4%	100.0%	
H20.4現在	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633	第545号
	6.7%	49.7%	0.1%	6.8%	36.1%	0.2%	0.3%	100.0%	
H21.4現在	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626	第645号
	4.9%	48.3%	0.1%	7.6%	38.8%	0.2%	0.2%	100.1%	
H22.4現在	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593	第645号
	4.2%	48.1%	0.1%	7.3%	40.0%	0.1%	0.2%	100.0%	
H23.4現在	847	11,202	22	1,469	8,830	20	31	22,421	第693号
	3.8%	50.0%	0.1%	6.6%	39.4%	0.1%	0.1%	100.1%	
H24.4現在	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839	
	3.2%	50.1%	0.1%	5.7%	40.7%	0.1%	0.1%	100.0%	

最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。

判定区分別橋梁数比率(地方整備局別)

(橋)

管理機関別	判定区分							
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計
東北地方整備局	28	1,187	6	110	1,481	10	16	2,838
関東地方整備局	95	1,258	1	139	1,226	4	5	2,728
北陸地方整備局	76	652	2	72	915	1	4	1,722
中部地方整備局	141	1,891	1	129	1,424		1	3,587
近畿地方整備局	44	1,959		342	1,402			3,747
中国地方整備局	82	2,053	3	128	754	4	3	3,027
四国地方整備局	150	1,095		131	697	1		2,074
九州地方整備局	118	1,346	3	256	1,388	1	4	3,116
合計	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

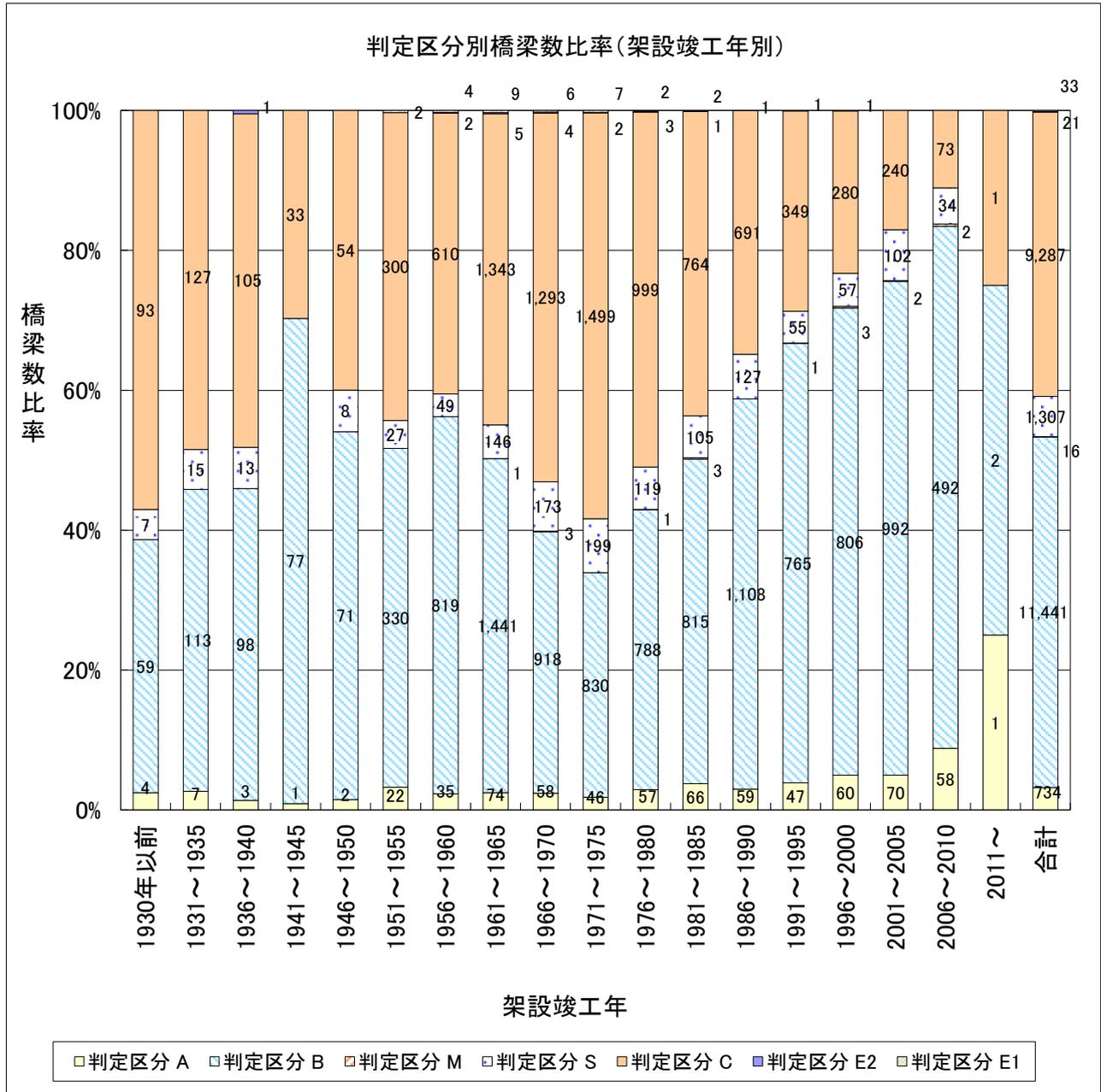
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(橋)

架設竣工年	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	4	59		7	93			163
1931～1935	7	113		15	127			262
1936～1940	3	98		13	105	1		220
1941～1945	1	77			33			111
1946～1950	2	71		8	54			135
1951～1955	22	330		27	300		2	681
1956～1960	35	819		49	610	2	4	1,519
1961～1965	74	1,441	1	146	1,343	5	9	3,019
1966～1970	58	918	3	173	1,293	4	6	2,455
1971～1975	46	830		199	1,499	2	7	2,583
1976～1980	57	788	1	119	999	3	2	1,969
1981～1985	66	815	3	105	764	1	2	1,756
1986～1990	59	1,108		127	691	1		1,986
1991～1995	47	765	1	55	349	1		1,218
1996～2000	60	806	3	57	280	1		1,207
2001～2005	70	992	2	102	240			1,406
2006～2010	58	492	2	34	73			659
2011～	1	2			1			4
不明	64	917		71	433		1	1,486
合計	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

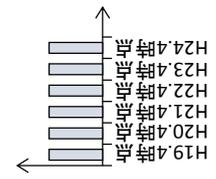
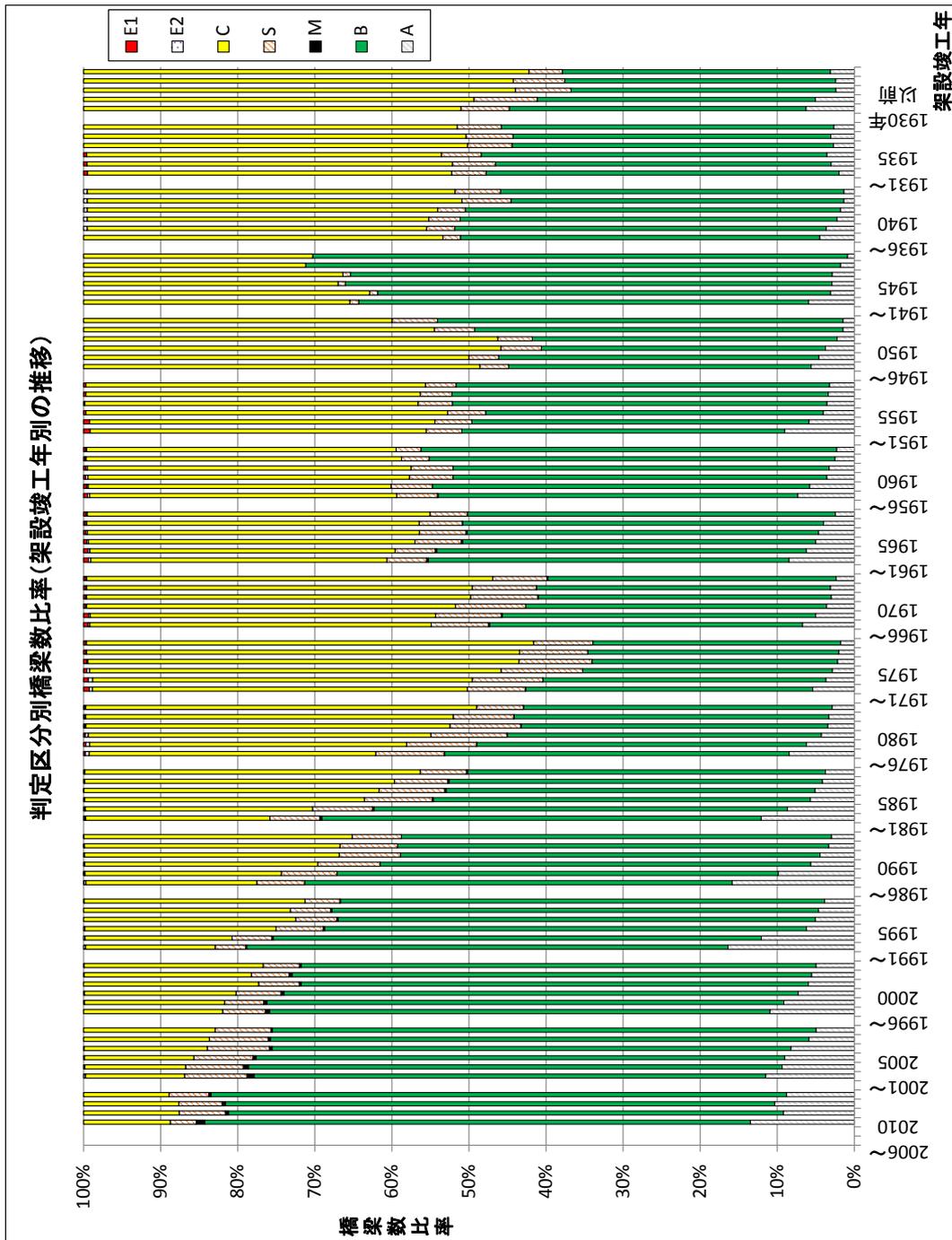
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別の推移）



注：架設竣工年5年単位の各年代の対策区分の判定の推移を示す。  
棒グラフは、左から、H19.4、H20.4、H21.4、H22.4、H23.4、H24.4時点における値を示す。（右図参照）

出典：橋梁管理カルテ（H19.4～H24.4時点）のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。  
2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)  
(橋)

架設竣工年	時点	判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	H19.4	9	55		9	70			143
	H20.4	8	57		13	80			158
	H21.4	4	57		12	93			166
	H22.4	4	58		11	92			165
	H23.4	5	56		7	93			161
H24.4	4	59		7	93			163	
1931～1935	H19.4	4	92		9	95		1	201
	H20.4	7	101		13	110		1	232
	H21.4	9	113		13	116		1	252
	H22.4	7	108		15	129			259
	H23.4	8	108		16	130			262
H24.4	7	113		15	127			262	
1936～1940	H19.4	8	83		4	83			178
	H20.4	8	105		8	96	1		218
	H21.4	5	108		9	98	1		221
	H22.4	4	108		8	101	1		222
	H23.4	3	95		14	107	1		220
H24.4	3	98		13	105	1		220	
1941～1945	H19.4	5	49		1	29			84
	H20.4	3	57		1	36			97
	H21.4	3	65		1	34			103
	H22.4	3	65		1	35			104
	H23.4	2	77			32			111
H24.4	1	77			33			111	
1946～1950	H19.4	6	42		4	55			107
	H20.4	6	54		5	65			130
	H21.4	5	49		7	72			133
	H22.4	3	53		6	72			134
	H23.4	2	64		7	61			134
H24.4	2	71		8	54			135	
1951～1955	H19.4	53	245		27	255		5	585
	H20.4	38	282		31	289		5	645
	H21.4	27	293		33	314		2	669
	H22.4	24	327		30	291		1	673
	H23.4	23	332		28	295		2	680
H24.4	22	330		27	300		2	681	
1956～1960	H19.4	85	540	1	61	461	3	6	1,157
	H20.4	81	682		75	548	3	5	1,394
	H21.4	52	703		82	605	4	4	1,450
	H22.4	48	718		80	618	3	4	1,471
	H23.4	38	795		54	618	2	3	1,510
H24.4	35	819		49	610	2	4	1,519	
1961～1965	H19.4	197	1,085	6	119	892	6	15	2,320
	H20.4	174	1,334	6	145	1,103	7	15	2,784
	H21.4	145	1,321	6	173	1,223	6	12	2,886
	H22.4	135	1,324	5	176	1,252	6	8	2,906
	H23.4	119	1,394	2	167	1,285	5	7	2,979
H24.4	74	1,441	1	146	1,343	5	9	3,019	
1966～1970	H19.4	128	770	3	141	841	4	11	1,898
	H20.4	115	931	3	195	1,026	5	15	2,290
	H21.4	86	926		216	1,136	3	6	2,373
	H22.4	72	910	2	209	1,194	3	6	2,396
	H23.4	75	918	2	200	1,206	4	6	2,411
H24.4	58	918	3	173	1,293	4	6	2,455	
1971～1975	H19.4	100	688	1	139	899	7	14	1,848
	H20.4	82	813	1	203	1,092	13	13	2,217
	H21.4	70	792		259	1,306	9	10	2,446
	H22.4	56	814		243	1,430	4	10	2,557
	H23.4	52	835		227	1,441	3	7	2,565
H24.4	46	830		199	1,499	2	7	2,583	

架設竣工年	時点	判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
1976～1980	H19.4	118	622	1	124	518	7	3	1,393
	H20.4	103	708	1	150	681	8	5	1,656
	H21.4	79	751	1	182	820	7	4	1,844
	H22.4	67	772	2	178	917	3	3	1,942
	H23.4	64	789	1	152	922	3	2	1,933
H24.4	57	788	1	119	999	3	2	1,969	
1981～1985	H19.4	138	651	3	74	273	1	2	1,142
	H20.4	120	740	3	107	407	1	2	1,380
	H21.4	92	788	2	142	585		2	1,611
	H22.4	87	814	3	145	651		1	1,701
	H23.4	72	838	3	120	696		2	1,731
H24.4	66	815	3	105	764	1	2	1,756	
1986～1990	H19.4	207	723		81	289	3	1	1,304
	H20.4	160	926		117	412	2	1	1,618
	H21.4	103	1,015		147	550		2	1,817
	H22.4	84	1,029		150	625		2	1,890
	H23.4	66	1,101		147	653	1	1	1,969
H24.4	59	1,108		127	691	1	1	1,986	
1991～1995	H19.4	144	549	1	35	148	2		879
	H20.4	129	677	2	55	204	2		1,069
	H21.4	74	744	2	73	295	2		1,190
	H22.4	62	758	2	65	337			1,224
	H23.4	56	760	2	63	323			1,204
H24.4	47	765	1	55	349	1		1,218	
1996～2000	H19.4	79	468	4	40	130			721
	H20.4	88	646	4	49	175	1		963
	H21.4	81	742	4	65	219	1		1,112
	H22.4	69	762	3	61	263			1,158
	H23.4	66	801	5	58	258	1		1,189
H24.4	60	806	3	57	280	1		1,207	
2001～2005	H19.4	51	294	4	36	57	1		443
	H20.4	70	518	5	56	98	1		748
	H21.4	93	705	4	79	146	1		1,028
	H22.4	100	818	4	98	194	1		1,215
	H23.4	81	959	4	105	224			1,373
H24.4	70	992	2	102	240			1,406	
2006～2010	H19.4								
	H20.4								
	H21.4	12	63	1	3	10			89
	H22.4	23	180	1	15	31			250
	H23.4	46	317	2	25	55			445
H24.4	58	492	2	34	73			659	
2011～	H19.4								
	H20.4								
	H21.4								
	H22.4								
	H23.4								
H24.4	1	2	0	0	1	0	0	4	
不明	H19.4	43	424	1	20	234	1	1	724
	H20.4	58	636	2	40	298			1,034
	H21.4	65	720	2	73	375		1	1,236
	H22.4	65	772	2	79	407		1	1,326
	H23.4	69	963	1	79	431		1	1,544
H24.4	64	917	0	71	433	0	1	1,486	
合計	H19.4	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127
	H20.4	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633
	H21.4	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626
	H22.4	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593
	H23.4	847	11,202	22	1,469	8,830	20	31	22,421
H24.4	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839	

出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H24.4時点)のデータ

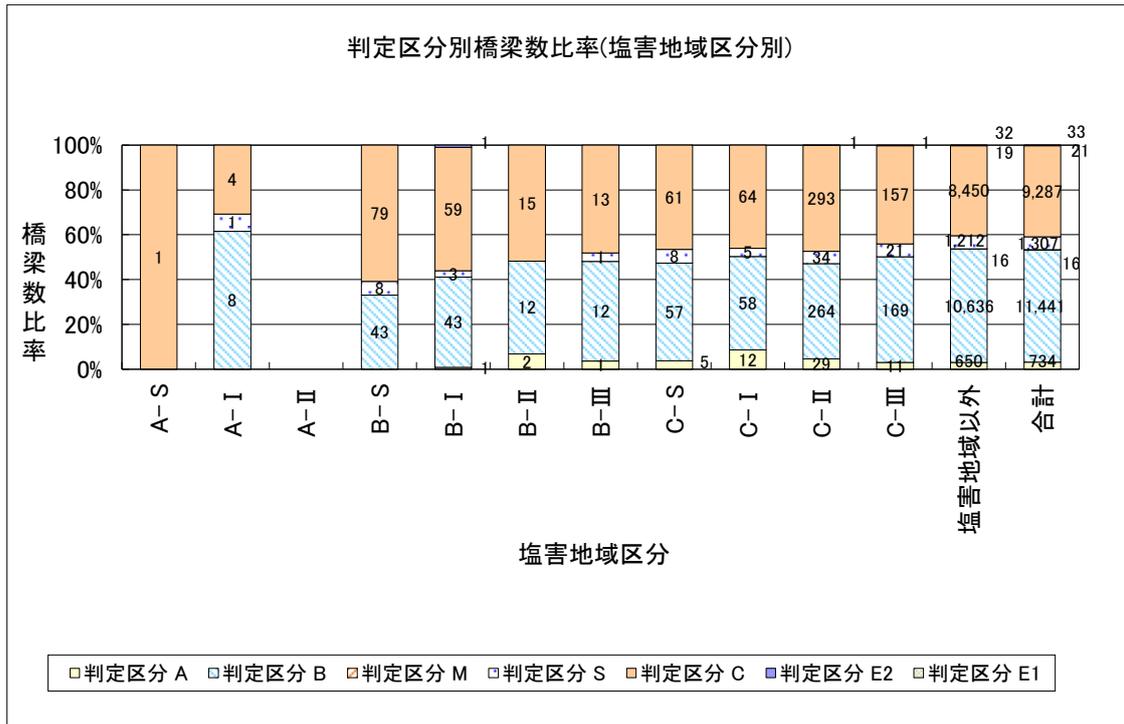
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線それぞれ1橋として集計。

④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計(道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋編(平成14年3月)より)。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、釧田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村(下北郡)  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(箇所)

塩害地域区分	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
A-S					1			1
A-I		8		1	4			13
A-II								0
B-S		43		8	79			130
B-I	1	43		3	59	1		107
B-II	2	12			15			29
B-III	1	12		1	13			27
C-S	5	57		8	61			131
C-I	12	58		5	64			139
C-II	29	264		34	293	1		621
C-III	11	169		21	157		1	359
塩害地域以外	650	10,636	16	1,212	8,450	19	32	21,015
不明	23	139		14	91			267
合計	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

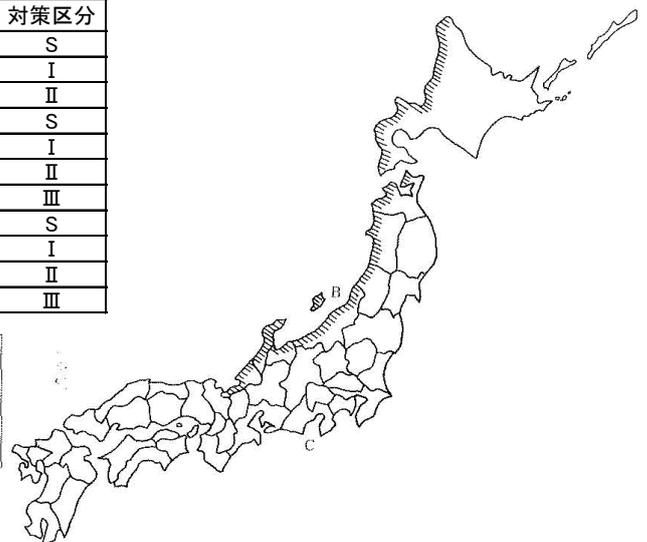
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計(道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編)より)。

塩害地域区分および塩害対策区分

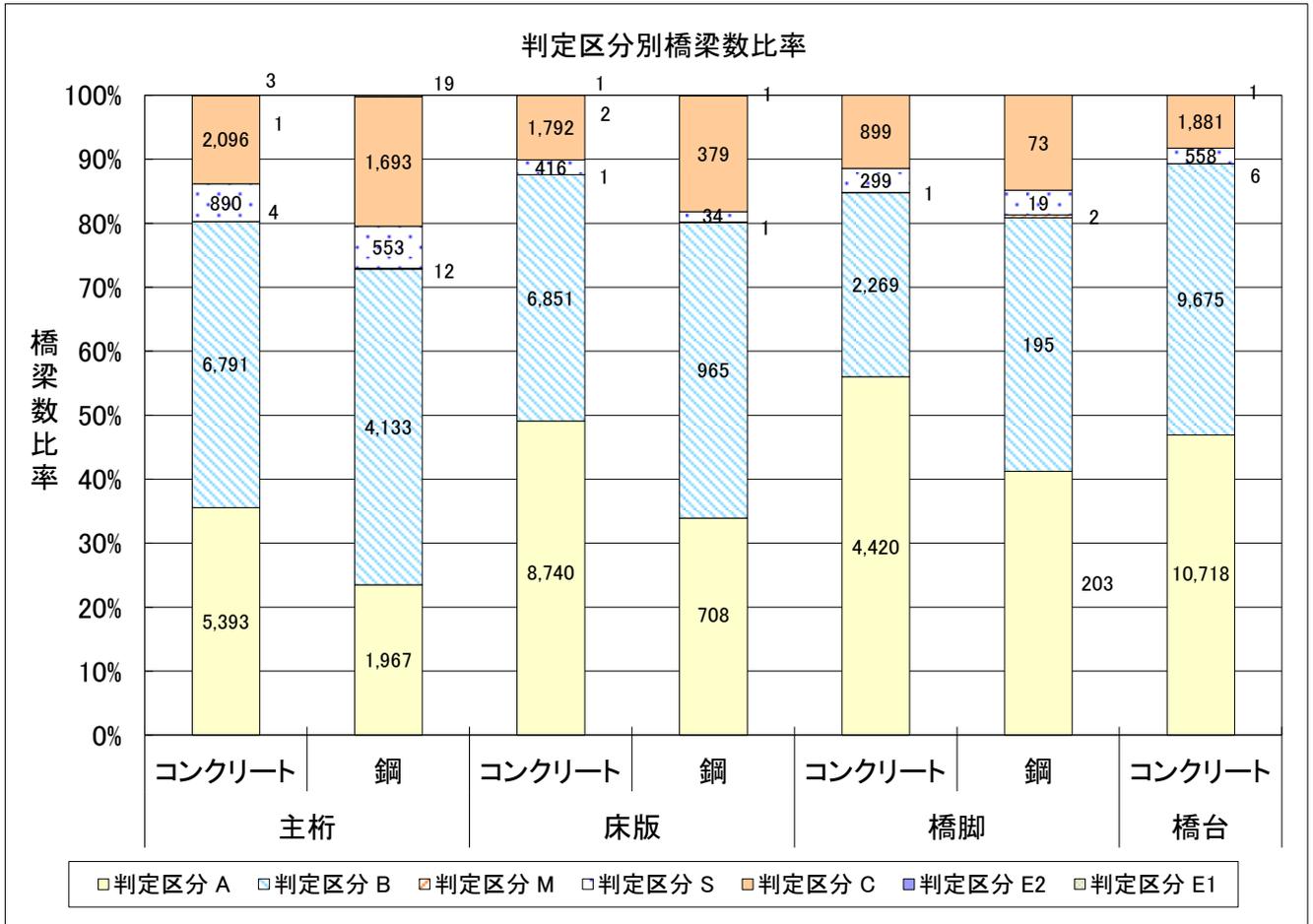
地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、脇野沢村(下北郡)  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例  
 ● 地域区分 A  
 ■ 地域区分 B  
 — 地域区分 C (上記地域を除く)  
 (海岸線付近)

⑤ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。  
 橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

(箇所)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	5,393	6,791	4	890	2,096	1	3	15,178
	鋼	1,967	4,133	12	553	1,693		19	8,377
床版	コンクリート	8,740	6,851	1	416	1,792	2	1	17,803
	鋼	708	965	1	34	379	1		2,088
橋脚	コンクリート	4,420	2,269	1	299	899			7,888
	鋼	203	195	2	19	73			492
橋台	コンクリート	10,718	9,675	6	558	1,881	1		22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

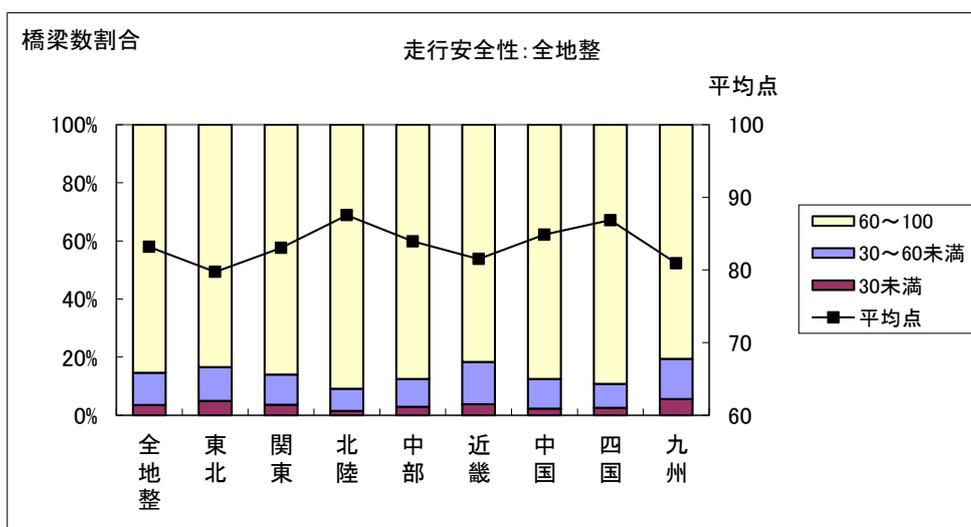
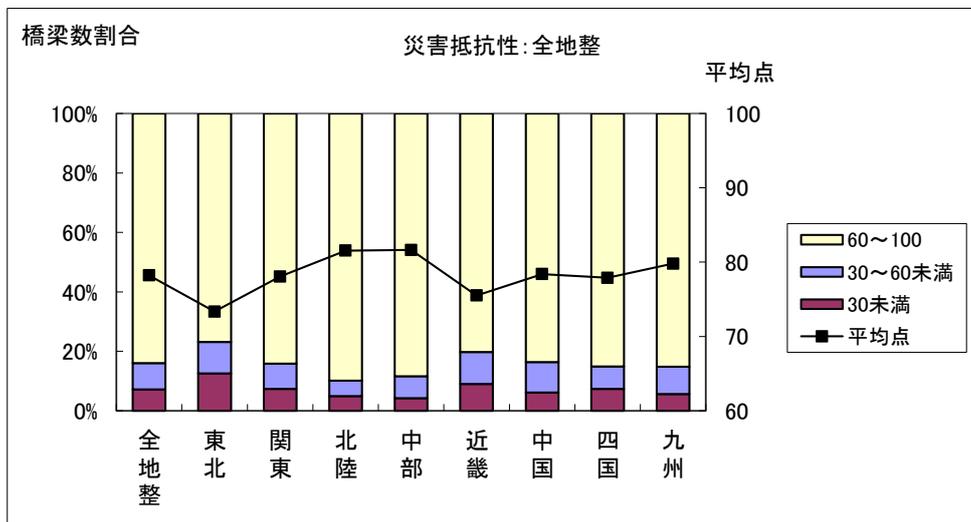
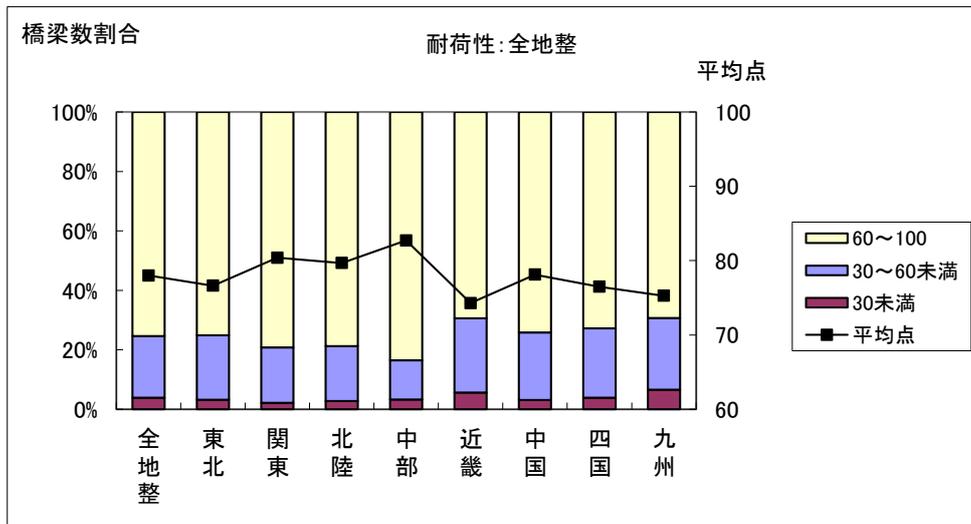
4. 対策判定区分Aの橋梁数は、対象部材を持つ全橋梁数から対策判定区分B~E1の橋梁数を除いて集計。なお、同じ橋梁であっても異なる径間にコンクリート部材と鋼部材の両者が存在する場合には両方計上しているため、コンクリート部材と鋼部材の箇所数の計と対象橋梁箇所数は一致しない。

5. 床版橋については、床版として計上されていないことから、床版を有する橋梁の合計数は、全橋梁数と一致しない。

6. 国総研資料第488号、第545号、第645号、第693号では、点検結果の記録があるもののみ集計をしていたが、今回より、点検実施をしている橋梁で対策判定区分の記録のない部材については、対策判定区分Aとして集計することとした。

(2) 道路橋の総合評価指標

① 管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

## 1. 耐荷性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	879	4,663	16,934	22,476	78.0
東北	94	647	2,235	2,976	76.6
関東	59	509	2,157	2,725	80.4
北陸	47	318	1,356	1,721	79.7
中部	123	489	3,114	3,726	82.7
近畿	172	762	2,114	3,048	74.3
中国	94	685	2,236	3,015	78.1
四国	80	485	1,511	2,076	76.5
九州	210	768	2,211	3,189	75.3

## 2. 災害抵抗性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	1,607	2,002	18,867	22,476	78.2
東北	373	317	2,286	2,976	73.3
関東	201	232	2,292	2,725	78.1
北陸	85	90	1,546	1,721	81.6
中部	157	274	3,295	3,726	81.6
近畿	274	328	2,446	3,048	75.5
中国	185	310	2,520	3,015	78.4
四国	153	157	1,766	2,076	77.9
九州	179	294	2,716	3,189	79.8

## 3. 走行安全性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	796	2,484	19,196	22,476	83.2
東北	147	346	2,483	2,976	79.7
関東	99	282	2,344	2,725	83.0
北陸	26	131	1,564	1,721	87.5
中部	109	358	3,259	3,726	83.9
近畿	117	442	2,489	3,048	81.5
中国	68	310	2,637	3,015	84.9
四国	53	172	1,851	2,076	86.9
九州	177	443	2,569	3,189	80.9

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

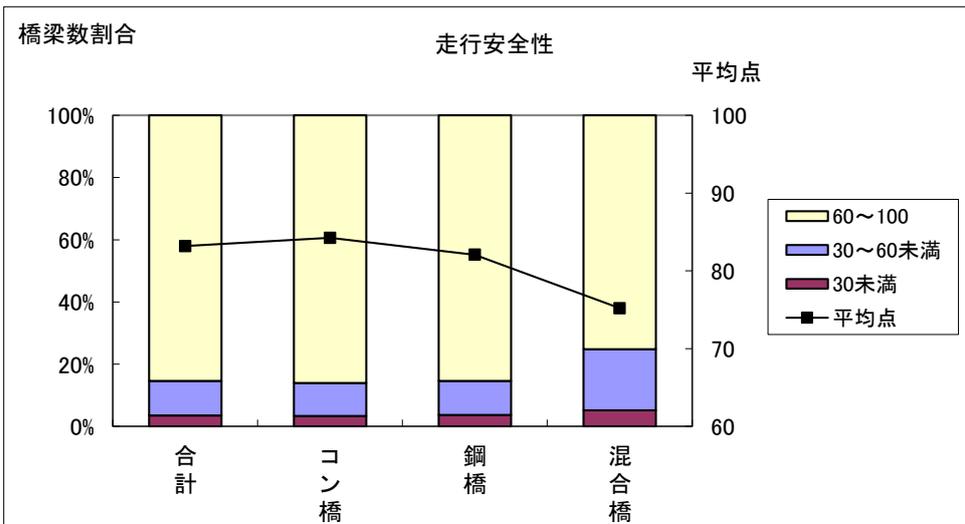
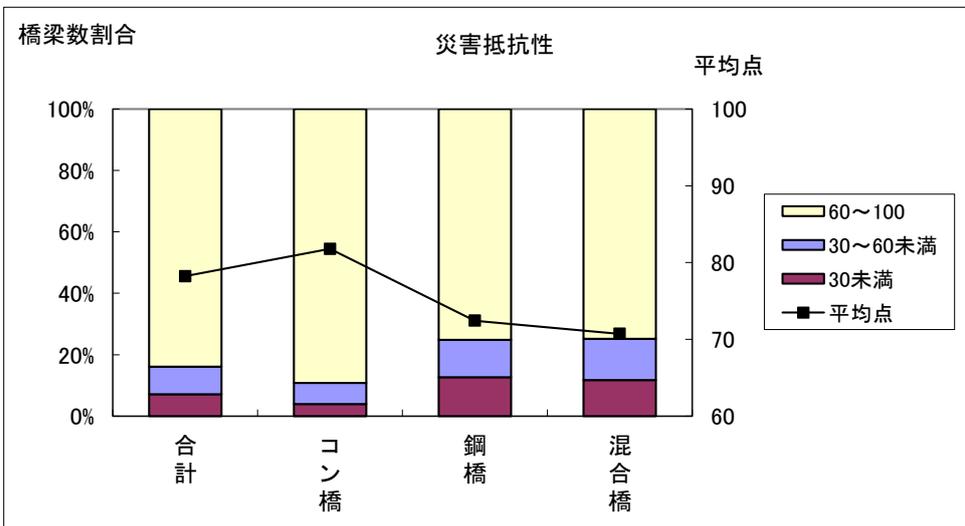
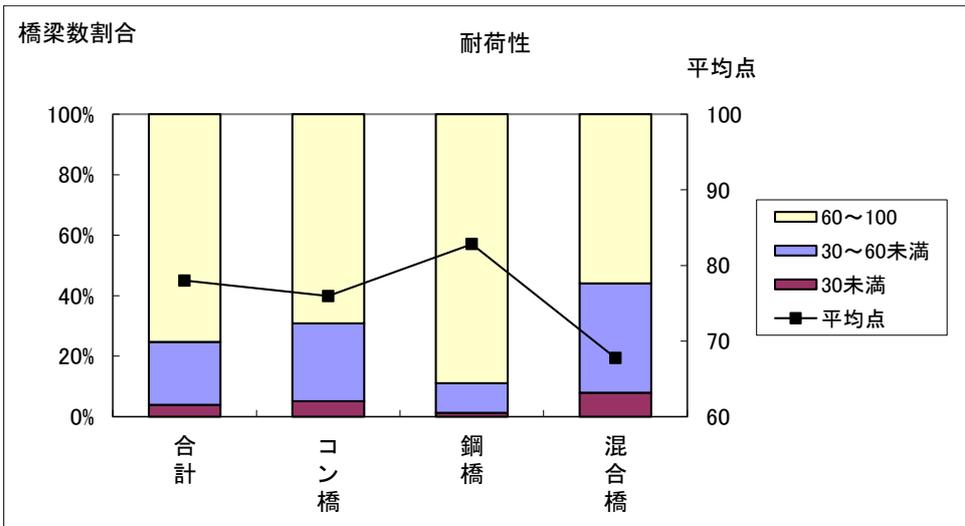
算出方法は、付録参照。

## ◆国総研資料第488号、第545号、第645号、第698号からの推移

直轄	耐荷性				災害抵抗性				走行安全性				計
	30未満	30～60	60以上	平均点	30未満	30～60	60以上	平均点	30未満	30～60	60以上	平均点	
H19	614	2,958	12,077	78.2	1,053	1,575	13,021	77.7	833	2,414	12,402	79.5	15,649
	3.9%	18.9%	77.2%	-	6.7%	10.1%	83.2%	-	5.3%	15.4%	79.3%	-	-
H20	615	3,499	14,228	78.9	1,249	1,727	15,366	78.2	803	2,670	14,869	81.2	18,342
	3.4%	19.1%	77.6%	-	6.8%	9.4%	83.8%	-	4.4%	14.6%	81.1%	-	-
H21	780	3,944	15,503	78.4	1,500	1,923	16,804	77.9	899	3,068	16,260	81.1	20,227
	3.9%	19.5%	76.6%	-	7.4%	9.5%	83.1%	-	4.4%	15.2%	80.4%	-	-
H22	831	4,211	16,186	78.3	1,575	2,007	17,646	77.9	879	2,940	17,409	81.8	21,228
	3.9%	19.8%	76.2%	-	7.4%	9.5%	83.1%	-	4.1%	13.8%	82.0%	-	-
H23	839	4,468	16,634	78.2	1,584	2,053	18,304	78.0	839	2,680	18,422	82.5	21,941
	3.8%	20.4%	75.8%	-	7.2%	9.4%	83.4%	-	3.8%	12.2%	84.0%	-	-
H24	879	4,663	16,934	78.0	1,607	2,002	18,867	78.2	796	2,484	19,196	83.2	22,476
	3.9%	20.7%	75.3%	-	7.1%	8.9%	83.9%	-	3.5%	11.1%	85.4%	-	-

・最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。

② 上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	879	4,663	16,904	22,446	78.0
コン橋	716	3,607	9,675	13,998	76.0
鋼橋	95	748	6,752	7,595	82.8
混合橋	68	308	477	853	67.8

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	1,607	2,002	18,837	22,446	78.2
コン橋	548	961	12,489	13,998	81.8
鋼橋	959	926	5,710	7,595	72.4
混合橋	100	115	638	853	70.7

3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	796	2,484	19,166	22,446	83.2
コン橋	469	1,486	12,043	13,998	84.2
鋼橋	283	830	6,482	7,595	82.1
混合橋	44	168	641	853	75.2

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。